



(仮訳)

第 101 回 ILO 総会 決議

若年雇用の危機：行動の要請

第 101 回 ILO 総会は、2012 年にジュネーブで開催され、

第 5 報告書「若年雇用の危機：行動の時」にもとづいて一般討議を行い、

2012 年には世界全体で 7,500 万人近くの若者が仕事のない状態であり、その多くは一度も職に就いたことがなく、さらに数千万人の若者が生産性の低い不安定雇用から抜け出せずにいることを認識し、

今日の若年失業者数は 2007 年より 400 万人増加していること及び 600 万人以上が求職を断念していることを認識し、

この過去に前例のない状況は、若者、特に不利な境遇に置かれた若者に長期間に及ぶ「傷」を残す影響を与えかねないことを認識し、

持続的な若者の失業と不完全就業は、非常に大きな社会的・経済的コストを伴い、我々の社会基盤を脅かすものであることを認識し、

若者のための十分なディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を創出することが世界的な最優先課題であることを確認し、

1. 対象を定めた即時の行動をとることを決議する。
2. 2005 年の ILO 総会で採択された若者の雇用に関する結論を補完する以下の結論「若年雇用の危機：行動の要請」を採択する。
3. ILO 理事会に対し、若年雇用に関する今後の活動を計画する上で、これらの結論を十分に考慮することを求め、事務局長に対し、今後の 2 年ごとの事業予算編成及び実施において、また 2012～13 年の 2 年間に利用可能な他の資源配分において、これらの結論を考慮に入れるよう要請する。
4. ILO 事務局長に対し、これらの結論に関連する国際的な討議の場で共有するよう要請する。
5. ILO 事務局長に対し、この行動要請の推進においてリーダーシップをとるよう要請する。

結論

若年雇用の危機：行動の要請

1. 若者は、より良い方向に社会を変える可能性の象徴である。しかし、若者に十分な仕事がない。また、数百万人の若者がディーセント・ワークに移行しておらず、社会的排除のリスクに直面している。
2. 2012 年、世界全体で 7,500 万人近くの若者が仕事のない状態であり、今日の若年失業者数は 2007 年より 400 万人増加し、600 万人以上が求職を断念している。2 億人を超える若者が、働いているにもかかわらず 1 日当たり 2 米ドル未満の所得しか得ていない。若者の間では、インフォーマル雇用が蔓延している。
3. 若年雇用の危機は、世界的な経済・金融危機によって著しく悪化しており、政府、使用者、労働者に、ディーセントで生産的な仕事を促進・創出・維持すべく、より一層努力することを求めている。
4. 持続する若者の失業と不完全就業は、非常に大きな社会的・経済的コストを伴い、我々の社会基盤を脅かしている。十分なディーセント・ワークを創出できなければ、若者に長期間に及ぶ「傷」を残す影響を与えかねない。
5. この傾向を、今、逆転させることが喫緊の課題である。即時に大胆な行動をとらなければ、国際社会は失われた世代という恐るべき遺産に苦しみことになる。若者に投資することは、我々の社会の現在と未来に投資することである。若者が労働市場に移行する上で直面する障壁への対処方法については、さまざまなことを学んできたが、多くの国では、一般的に実効性のないマクロ経済政策やその他の政策がとられ、特に若者に十分な仕事を提供してこなかった。この状況を改善するには、政治的コミットメントと革新的なアプローチが決定的に重要である。
6. 若年雇用の危機は世界的な課題だが、その社会的・経済的特徴は、国や地域により、規模や性質の面で大きく異なる。
7. 従って我々は、政府、労使、G20 及び全ての関連する国・地域・国際機関を含む多国間システムに対し、若年雇用の危機に取り組むため、新たな緊急的措置を講じるよう要求する。国・地域・世界レベルでの強力な集団行動とパートナーシップなくして、労働市場における若者の悲惨な状況を良い方向へと変えることはできない。我々は ILO に対し、この行動の要請においてリーダーシップをとり、国・地域・世界レベルでの相互の教訓交流を促進し、危機に立ち向かうためのパートナーシップを動員するよう要求する。
8. 若年雇用の危機に取り組むにあたり、その行動は、ILO のフィラデルフィア宣言（1944 年）、労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言とそのフォローアップ（1998 年）、ディーセント・ワークの実現に向けた取組み（ディーセント・ワーク・アジェンダ）（1999 年）、世界雇用アジェンダ（2003 年）、持続可能な企業の振興に関する結論（2007 年）、公正なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言（2008 年）、グローバル・ジョブズ・パクト（仕事に関する世界協定、2009 年）、ILO 総会

の雇用に関する反復審議に係る結論（2010 年）及び仕事と若者に関連する国際労働基準の本文を考慮したものでなければならない。

9. 2005 年の ILO 総会 における若年雇用に関する決議及びその一連の包括的結論は、土台となる確固とした枠組みを提供するものである。新たなかつ深刻な若年雇用の危機に立ち向かうために行動することが新たに要請されている。

10. 2009 年のグローバル・ジョブズ・パクトは、危機に対応するための行動のポートフォリオを構成し、危機によって大きな打撃を受ける弱い立場にある男女（リスクに直面している若者を含む）への支援を強化するよう各国に要求している。グローバル・ジョブズ・パクトに含まれている協調行動と政策の実施により、何百万もの職が確保された。

11. 2012 年の ILO 総会一般討議では、世界的な経済・金融危機によって多くの国で悪化している若年雇用の危機の重大さと特徴について見直しを行った。特に、高水準の失業と不完全就業、若者が就くことのできる仕事の質の低下、労働市場からの離脱及びディーセント・ワークへの移行の緩慢さと困難について検討した。2005 年の ILO 総会決議の実施から教訓を得て、さまざまな分野における政策改革を検証した。また、2012 年 5 月 23–25 日、100 名の若手リーダーたちがジュネーブに集まって開催された「若年雇用フォーラム」における議論にも留意した。

12. 2012 年の ILO 総会の結論は、

(a) 2005 年 ILO 総会決議の実施をさらに強化すべく、新たな決意で取り組むことを強調する。

(b) 新たな危機の状況に鑑み、緊急の行動を要請する。

(c) 今後の方策について指針を提供する。

指針

13. 万能な処方箋は存在しない。金融・財政面での持続可能性を確保しつつ、危機が引き起こす社会的影響に立ち向かうために、マクロ経済政策、エンプロイアビリティ（雇用されうる能力）、労働市場政策、若者の起業及び権利を通じて、雇用重視の成長とディーセント・ワークの創出を促進する施策を伴った多面的アプローチを採用する必要がある。

14. 指針には以下が含まれる。

- 多面的かつ整合性があり、固有の事情に即した一連の政策対応を策定するため、各国の状況の多様性を考慮すること。
- 完全雇用を、マクロ経済政策の主要目標の一つとすべきであること。

- 経済、雇用、教育・訓練及び社会的保護政策を横断する実効性ある政策の整合性が求められること。
- 社会対話を通じて、政策策定に労使の関与を促進すること。
- より多くの使用者が投資し、若者のための新たな雇用機会を創出するよう奨励するバランスのとれたポリシーミックス。
- 全てのプログラム及び政策が、若年労働者の権利を尊重し、ジェンダーに配慮したものとなるようにすること。
- 雇用機会へのアクセスを制限する求人と若者の技能との間のミスマッチの是正に取り組むこと。
- 協同組合や社会的企業も含め、農村部や都市部の持続可能な企業の成長を促すことを目標に、若者の起業を促進すること。
- 政府、労使、教育機関、地域社会及び若者自身を巻き込んだ革新的かつ多方面にわたる利害関係者とのパートナーシップ。
- 既存のモデルをそのまま当てはめることは不可能だが、固有の事情に即した具体的行動を考え出すための端緒として経験を交流する余地が大いにあること。
- さらなる行動のために情報を提供すべく、政策及びプログラムの実効性ある監視、評価、報告を実施すること。
- 若者自身が解決策の一部であること。若年雇用の危機に対処するには、彼らの声に耳を傾け、彼らの創造力を活用し、彼らの権利が尊重されなければならない。

若年雇用のための雇用・経済政策

15. 世界的な経済・金融危機に由来する重大な雇用の課題に対処するためには、政府、使用者及び労働者、ILO 及び世界の多国間コミュニティを動員する必要がある。この状況に対応するためには、雇用創出と社会的包摂を重視する強力かつ持続可能な経済成長と開発の達成を追求することが不可欠である。

16. 一面的なアプローチは効果的たり得ない。若者の技能や才能を吸収するために生産的な雇用機会を確保しつつ、若者のエンプロイアビリティを高めるため、マクロ経済政策とミクロ経済政策の両方が連携的に作用する全体的アプローチが必要である。

17. より強力な総需要を支え、融資へのアクセスを改善する雇用重視のマクロ経済政策が不可欠である。各国それぞれに異なる経済状況が、課題の克服に見合うポリシーミックスを形成するだろう。

18. 構造改革を促進するために、産業政策と部門別政策が重要である。

19. 民間部門の成長は、ビジネス、投資家、消費者の信頼感によって左右され、雇用の創出に不可欠である。

20. 大規模なインフラ整備のための労働集約的な公共投資や公共雇用計画は、社会的ニーズを満たし、インフラを改善すると同時に、新規のディーセントな雇用機会を創出できる。

今後の方策

21. 政府は、必要に応じて、以下について真剣に考慮すべきである。

(a) 「雇用政策に関する条約」（1964 年、第 122 号）をもとに、生産的で自由選択による完全雇用を促進する政策を実施する。

(b) より強力な総需要を支え、雇用創出力と融資へのアクセスを改善する生産的投資を増やす雇用重視のマクロ経済政策及び財政的インセンティブを促進する。

(c) 国内及び国際的な開発枠組みの中で、若年雇用を最大限に優先するとともに、測定可能な成果を伴うディーセントな雇用の実現に向けた統合的かつ期限付きの国家行動計画を、労使の関与を得て策定する。

(d) 成長を支援するための政策対応は各国の多様な現実を考慮すべきであることを認識しつつ、現在の経済状況に対応し、財政の長期的持続可能性を促進する雇用創出成長政策を優先課題とする。

(e) 景気対策や需要サイドの介入、公共雇用プログラム、雇用保障制度、労働集約的インフラ、賃金・訓練助成制度及びその他の若年雇用に特化した介入策など、財政的に持続可能な方法で若者を対象とする介入を行う。これらのプログラムは、若年労働者の均等待遇を確保すべきである。

(f) 構造改革を促進し、環境的に持続可能な経済に寄与する産業政策及び部門別政策において、雇用創出効果のある開発アジェンダ、並びに若者のためのディーセント・ワークを創出する部門への官民投資の拡大を支援する。

(g) フォーマルな雇用及びディーセント・ワークへの移行を促す政策及び規制環境を推進する。

(h) 政労使による定期的な三者協議を通じて、労使を政策の意思決定に関与させる。

(i) 影響効果を測定し、政策手段を改善するために、監視・評価メカニズムを確立し、強化する。

22. 労使は、必要に応じて、以下について真剣に考慮すべきである。

(a) 雇用及び経済政策について、政労使による三者協議において、政府と協働する。

(b) 特に若者のニーズに関して雇用創出効果のある成長を促し、戦略を促進するために、部門別・企業別協議に関与する。

エンプロイアビリティー — 教育、訓練と技能及び学校から仕事への移行

23. 基礎教育へのアクセスは基本的権利である。2005 年 ILO 総会決議において、エンプロイアビリティを強化し、ディーセント・ワークへの移行を円滑にするために、教育、訓練、技能の重要性が認識された。このことは 2012 年の一般討議で再確認された。教育、訓練、生涯学習は、エンプロイアビリティの改善、生産性の向上、所得の増加及び開発という好循環を育む。2005 年以降、多くのことがなされ、多くを学んできた。しかし、教育、訓練、技能へのアクセス及びその質、並びに労働市場の要件との関連性において、未だに相当の不足が見られ、今後なすべきことは多い。労働市場の要件に見合わない技能や資格及び求人不足は、依然として若者のエンプロイアビリティを阻む大きな制約となっている。

24. 世界的な経済・金融危機は、既存の問題をさらに悪化させ、新たな問題を生み出した：

- 基礎的な読み書き計算能力を習得していない 1 億 3,000 万人の若者に加えて、不利な境遇にある若者の中で早期中退者の占める割合が増加している。前者については、貧困世帯が教育について妥協することなくリスクを管理できるよう支援する社会的保護手段を拡大することの効果が証明されている。より広範な社会的保護戦略に組み込まれるならば、現金や食料の配給がこの役割を果たし得る。早期中退者に関しては、就業も教育も訓練も受けていない若者に支援の手を差し伸べる上で、セカンドチャンスを与える取組みが効果を発揮している。これまでの経験から、これらの代替的な訓練方式は、その提供方法やカリキュラムが従来のものと異なり、インフォーマル又はノンフォーマルな環境で提供される場合に、より成功しやすいということがわかっている。
- 大卒者の失業が大きな課題として浮上している。これに関連して、労働市場ニーズのより適切な分析と予測が求められている。
- 学校から仕事への移行が緩慢かつ不安定であるために、経験不足が生じ、労働市場への統合がさらに困難となっている。これに関連して、ディーセント・ワークを得るための方法として、インターンシップ、見習い研修 (アプレンティスシップ) 及びその他の就業体験制度が増加している。しかし、このような制度は、場合によって、安価な労働力を獲得したり、既存の労働者を置き換えるための手段として利用される危険性がある。

25. 最後に、仕事の世界に対応した教育・訓練施策は、社会対話や団体交渉などを通じた、政府（特に教育・訓練当局）と労使との強力なパートナーシップによってもたらされることを、これまでの経験は示唆している。

今後の方策

26. 政府は、必要に応じて、以下について真剣に考慮すべきである。

- (a) 質の高い基礎教育を無償で受けられることを保障する。
- (b) 見習い研修、その他の就業体験制度及び職場実習を含む技術職業教育訓練（TVET）の拡充や、技能のミスマッチや労働市場のニーズに対応した資格の標準化に関する社会対話を通じて、教育・訓練と仕事の世界との関連性を改善する。
- (c) 技術やノウハウを利用し、より高い技能とより報酬の高い仕事に結びつく部門別政策を支援する技能戦略を策定する。
- (d) 以下に挙げる方法によって、見習い研修の範囲と種類を拡大する。(i) より良く構成された制度的な学習によって、職場での実習を補完する、(ii) 見習いを監督する熟練職人や指導員の訓練技能を向上させる、(iii) 読み書き訓練や生活維持スキルを組み込む、(iv) 特に、若い女性やその他の脆弱な若者のグループにとって、より多くの職業を開かれたものとするために、地域社会の関与を強化する。
- (e) 見習い研修、インターンシップ及びその他の就業体験制度が、真の学習体験を提供し、正規労働者の代替とならないよう、認証制度を含め、規制・監視する。
- (f) 印刷された学習教材、遠隔学習、アクセス・センター及び対面式の学習要素を統合した通信教育戦略により、正規教育・訓練の対象者の範囲拡大を図る。
- (g) 潜在的な早期中退者を早い段階で特定し、彼らが学校に残るか、あるいは他の雇用・教育・訓練機会を利用できるように支援するためのメカニズムを改善する。
- (h) 早期中退者や就学経験のない者と、学習を再開することを望む失業者双方のために、基礎的な知識と能力の取得を促すセカンドチャンスを与える取組みを、特に若い女性と少女に留意して支援する。
- (i) 技能開発制度を拡大する上で主要なニーズの一つとして浮上した指導員に対する訓練を支援する。
- (j) 事前学習、ノンフォーマル教育及び職場で習得した技能を認識するシステムを開発する。
- (k) 学校教育カリキュラムの中に、求職のテクニックを組み込み、職業指導を強化し、就業機会に関する情報への若者たちのアクセスを改善する。
- (l) 貧困世帯が若者のための教育について妥協することなくリスクを管理できるよう支援する適切な社会的保護手段を、その実施にあたり持続可能な制度的・財政的能力に留意しつつ、より広範な社会的保護戦略に導入する。
- (m) 国家開発戦略及び労働市場の要件に対応した訓練プログラム並びに能力に応じた訓練の開発を促進する。
- (n) 影響・効果を測定し、政策手段を改善するために、監視・評価メカニズムを確立し、強化する。

27. 労使は、必要に応じて、以下について真剣に考慮すべきである。

(a) 仕事の世界への対応力を高めることを視野に入れて、教育・訓練・生涯学習政策及びプログラムの設計・実施・監視に貢献する。

(b) インターンや見習い（アプレンティス）の労働条件に関する団体交渉に関与する。

(c) 企業に対し、インターンシップと見習いの職場を提供するよう奨励する。

(d) 若年労働者、インターン、見習いの労働者としての権利について、意識の向上を図る。

労働市場政策

28. 労働市場政策は、若者の労働市場への参入及び再参入を促進することができる。対象をうまく定めた労働市場政策は、最も不利な境遇にある若者たちの利益となり、より公平で、社会的包摂及び総需要の拡大を伴う大きな経済的・社会的利益をもたらすことができる。

29. 最低賃金が設定されている国では、積極的・消極的労働市場政策と最低賃金政策との間に重要な関連性があり、若者の就業機会を促進する上で、これらの政策がそれぞれ考慮され、相互に補完し合うことが重要である。

30. 公共投資・雇用プログラムは、必要に応じて、特に労働需要の低い国において一般的な雇用、とりわけ若者の雇用を促進するものでなければならず、広範囲な技能を伴う雇用を創出し、経済に大きな乗数効果をもたらすものでなければならない。これらのプログラムは、労働基準の下限を設定し、地元の生産性、市場開発及び社会的保護を大幅に強化することができる。これらのプログラムは持続可能な環境及び多くの国が切望しているインフラ整備と地域社会事業の開発に貢献することができる。

31. 労働市場政策の実施には、官民両レベルでの制度上の能力が求められる。早期介入は、農村部・都市部で最も困窮している職のない若年（就学も就業もしていない者など）に的を絞ったサービスの提供と資源配分を行うことにより、長期的失業の予防に役立つ。

32. 多くの国では、「社会的保護の床」の概念の中で予見された通り、失業保険、失業扶助、雇用保障制度、又は異なる集団の個別の状況に即した他の形態の仕組みを組み合わせた積極的労働市場プログラム（ALMPs）と並行して、若い求職者に所得支援を提供することが可能である。優良事例によると、条件の設定、活性化及び相互の義務が、失業からの早期脱出の実現に役立つということがわかっている。このような制度は、周縁化のリスクに晒される若者を、労働市場につなぎとめておく上で特に有効となり得る。

今後の方策

33. 政府は、必要に応じて、以下について真剣に考慮すべきである。

- (a) 労働市場政策・プログラムの見直しを行い、それらが若者の雇用創出に可能な限り効果的に寄与するものとなるようにする。
- (b) ディーセントな仕事への参入を支援するため、若者とその潜在的使用者に、効果的な援助を提供する積極的な措置を優先する。
- (c) 若年雇用を促進する主要な手段として、公共雇用プログラム（PEP）を含む労働市場政策に十分な資源を配分する。
- (d) 学校から仕事への移行及びフォーマルな雇用への移行を促進するために、需要と供給の両方に的を絞った積極的労働市場プログラムのさまざまな構成要素を統合・配置する。
- (e) 所得支援を、積極的な求職活動や積極的労働市場プログラムへの参加と連携させる。
- (f) 効率的な雇用サービスの開発を通じて、労働市場の需給をより一致させることにより、雇用創出を促進する。
- (g) フォーマル部門への移行戦略を強化する。
- (h) 労働市場と社会的保護手段とをより良く統合させるためのサービスの提供を強化し、調整する。
- (i) 初めて求職活動をする人に対し、社会的保護を提供する。
- (j) 雇用集約的な投資戦略を推進する。
- (k) 労働市場政策の設計・実施・監視について、労使と協議し、その関与を促す。
- (l) 対象を絞った開発政策・プログラムを通じて、優先すべき集団として農村部の若者に重点を置く。
- (m) 影響・効果を測定し、政策手段を改善するために、監視・評価メカニズムを確立し、強化する。

34. 労使は、必要に応じて、以下について真剣に考慮すべきである。

- (a) 労働市場政策・プログラムの設計・実施・監視・改善に積極的に参加する。
- (b) 若い求職者のために創出されたディーセントな雇用機会を改善するため、雇用サービスの実効性を向上させるよう政府と緊密に協力する。

(c) 不利な境遇にある若者に雇用・訓練機会を提供することによってもたらされる効用を促進する。

(d) 公共投資・インフラ事業の開発において、政府と協働する。

(e) 若者の求職活動と教育・訓練機会へのアクセスを支援するために、創造的で革新的な方法を模索する。

若者の起業と自営

35. 若者の起業は、一部の若者にとってディーセント・ワークと持続可能な企業へ至る道となり得るものであり、若年雇用の危機に対処する国の取組みの構成要素の一つとなるべきものである。起業の促進は、民間事業開発、自営、社会的企業、協同組合を含め、営利目的・非営利目的部門のさまざまな活動を対象として含む。

36. 農村部・都市部などで、意欲的な若い起業家が直面する特有の課題に対応するには、彼らがチャンス求めて起業する場合もあれば、必要に迫られて起業する場合もあることを考慮しつつ、さまざまな種類の援助を適宜実施することが望ましい。

37. 事業を立ち上げ、順調に運営を促進する環境が不可欠である。若い起業家は、他の起業家と同じように困難な事業環境に直面している。企業、協同組合、社会的企業の繁栄を促進させる事業環境は、若者が所有・経営する企業運営の成功を助けることができる。金融危機以降、零細・中小企業にとって融資へのアクセスとそのコストをめぐる状況が悪化しており、若い起業家はこの限られた融資を利用できない場合が多い。重要な課題は、若い起業家のためになる事業環境を創り出すことである。

38. 以下のように、若者向け起業プログラムを成功に導くいくつかの要因がある。

- 若者向け起業プログラムは、民間企業と連携して設計・実施されることによって、より効果的となる。多くの使用者や使用者団体は、プログラムの実施に大きく貢献する能力、経験及び若者との信頼関係を有している。
- 統合的なパッケージ型の取組みも、若者向け起業イニシアティブに実効性をもたせる上で貢献できる。
- 早い段階から起業のカリキュラムを組み込むことは、起業を促進する有効な方法となり得る。
- 協同組合や社会的経済（ソーシャル・エコノミー）も、若者に自分たちで事業を創り出し、自営を開始する機会を提供することができる。

39. プログラムの有効性を見直すために、綿密な監視と評価が必要であることが認識されている。主要な実績指標は、新規事業の持続可能性、創出された所得の水準、創出された仕事の数及びその質である。

今後の方策

40. 政府は、必要に応じて、以下について真剣に考慮すべきである。

- (a) 若者向け起業イニシアティブを補完的で効果的なものとするために、国家戦略・調整・監督が果たす役割。
- (b) 偽装雇用が行われることのないよう注視しつつ、若者の起業を支える小規模・零細企業、協同組合、社会的経済などを促進する環境¹を確保する。
- (c) 特に若い女性や他の脆弱な立場にある若者の集団を対象に、若者の起業を促進する。
- (d) 若者による持続可能な企業、特に零細・中小企業、協同組合、社会的企業の経営のための融資アクセスを改善する。これには、信用貸付補助、保証貸付、マイクロクレジット（小口融資）の取組みへの支援が含まれる。
- (e) 「公契約における労働条項に関する条約」（1949 年、第 94 号）の規定に従い、批准国においては、零細企業による公共調達へのアクセスを促進する。
- (f) 国の労働法規の遵守を促進・支援することを含め、インフォーマル経済の若い起業家がインフォーマル部門からフォーマル部門へと移行するのを促すための対策を講じる。
- (g) 起業に対する姿勢を改善する効果的な方法として、早い段階から、また中等・高等学校において起業カリキュラムを組み込む。また、「協同組合の振興に関する勧告」（2002 年、第 193 号）に従い、協同組合についての情報も国のカリキュラムの中で学生に紹介するものとする。
- (h) 影響・効果を測定し、政策手段を改善するために、監視・評価メカニズムを確立し、強化する。

41. 使用者団体は、必要に応じて、以下について真剣に考慮すべきである。

- (a) 若者の起業を促進・支援するため、政府と提携する。
- (b) 若者向け起業プログラムの設計・実施において、政府と協働する。
- (c) 若い起業家が事業を立ち上げ、拡大するために必要な融資を利用できるようにする新規の革新的な施策に対し、政策面・商業面でのインプットを行うことで寄与する。
- (d) 若い起業家に対する指導やその他の支援を提供・促進する。

¹ 持続可能な企業の振興に関する 2007 年 ILO 総会の結論に示された通り。

(e) 各使用者団体内における若い起業家のネットワーク作りを促進する。

若者の権利

42. 国際労働基準は、若年労働者の権利の保護において重要な役割を果たす。

43. 2005 年の決議には、仕事と若者に関する国際労働基準を列挙した付属文書が含まれている。2005 年以降に採択された国際労働基準も、加盟国にとり重要なものであろう。(付属文書の更新リストを参照)。

44. 2005 年 ILO 総会決議も、労働法及び労働協約（存在する場合に限る）が、現在、偽装の雇用関係により保護されていない者を含め、全ての若年労働者に適用されるべきであることを認識している。

45. ワーキング・プア（働く貧困層）、低賃金及び／又は雇用形態、及び職業上の危険や傷害への曝露などの面で測定されるディーセント・ワークの欠如と質の悪い仕事から、若者は不釣り合いなまでに多くの被害を受け続けている。フォーマル部門において、若年労働者は、パートタイム、臨時雇用、一時雇用、又は季節的雇用からフルタイムの常勤雇用に移行する選択肢を得られない可能性が増大している。インフォーマル経済において、若者たちは、都市部でも農村部でも、劣悪な条件のもとで働いている場合が多い。

46. 若者の失業に取り組む際には、若年労働者に与えられている保護を軽視したり、弱めたりしてはならない。中核的な国際労働基準に対する強力な普遍的支持を反映して、雇用へのアクセスを促す政策は、仕事上の差別につながるものであってはならない。若年労働者は、他の全ての労働者と同じ権利を有している。若年雇用政策は、また、臨時的な仕事から安定した仕事への移行を奨励するものでなければならない。

47. 最近の各国の経験は、景気停滞期においては、適切に設計され対象を絞った賃金補助金によって、若年労働者の労働市場への参入を促進し、技能の価値が低下するのを緩和できることを示している。しかし、これらの措置の濫用を防ぐためには、適切な監視と監督が必要となる。若年労働者の最低限の労働条件を確保する政策手段の有効性は、賃金体系を含むその他の賃金関連政策に左右される。最低賃金は、濫用的・差別的な支払い慣行を予防し、若年労働者の購買力を改善する上で有効たり得る。若年労働者に十分な保護を提供し、雇用の展望を改善する整合性のある一貫した賃金政策の枠組みを構築する上で、国レベルの社会対話が不可欠である。より一般的には、労働協約の対象を若年労働者にまで拡大する必要がある。

今後の方策

48. 政府は、必要に応じて、以下について真剣に考慮すべきである。

(a) 若年雇用に対し、権利にもとづくアプローチを採用する。

- (b) 若者が平等な待遇を受け、また仕事における権利を与えられることを確保する。
- (c) 国の義務に合致し、かつ国際労働基準を考慮した若年雇用政策の策定に取り組む。
- (d) 労働監督機関又は他の関係機関によって、労働法と労働協約が効果的に執行されることを確保する。それは、強力かつ適切な制裁措置を通して、インフォーマル経済を含む若年雇用における違反慣行を対象とすべきである。
- (e) 安定雇用とディーセント・ワークへの移行を促進するため、全ての若年労働者に対し、社会的保護を含む十分な保護を適用するメカニズムを開発し、実施する。
- (f) 若年労働者の団結権と団体交渉権を促進し、保護する。
- (g) 就職前や導入訓練も含め、若年労働者に対する労働安全衛生の促進及びそれに関する訓練を目標とする。
- (h) 法律又は労働協約により設定された若年労働者に対する最低賃金が遵守されることを保障する。
- (i) 労使と協議の上、整合性のある一貫した賃金政策の枠組みを構築する。
- (j) 賃金補助金などの政策措置について、それらの期限と対象が定められ、また濫用されることのないよう保障すべく、設計し、監視し、適切に監督する。これらの政策を技能移行訓練と連携させることも重要である。
- (k) 労働者の権利に対する姿勢を改善する効果的な方法として、労働者の権利を、早い段階から、また中等・高等学校におけるカリキュラムに組み込む。
- (l) 影響・効果を測定し、政策手段を改善するために、監視・評価メカニズムを確立し、強化する。

49. 使用者団体は、必要に応じて、以下について真剣に考慮し、労働者団体はそれを実施する。

- (a) 若者が、労使団体において、より多く参加し代表することを促進し、労使対話における若者の発言力を高める。
- (b) 新技術やソーシャル・メディアを利用するなどして、若年労働者の権利に関する会員の意識を向上させる。
- (c) 若年労働者の権利の実行に積極的に参加する。

ILOの行動

50. ILO は、若者の雇用に関して世界的なリーダーシップをとり、かつ中核的研究拠点としての機能を果たすという重要な役割を担っている。ILO は、若年雇用の危機に取組み、国・地域・世界レベルで若者のディーセント・ワークを促進しようとする政府、労使、多国間システムの行動を支援しなければならない。ILO は、2005 年の決議、また、2012 年に政府、使用者、労働者間で共有した情報や経験を通じて、この重大な世界的任務のための確固とした基盤を有している。本結論は、世界的な経済危機の影響とそれが示す大きな課題を認識した 2005 年 ILO 総会決議にもとづくものである。この一連の結論は、既存の 2005 年行動計画に十分留意しながら推進され、若者のディーセント・ワークのための知識の開発と普及、技術援助、パートナーシップとアドボカシー（提唱活動）といった各分野において広められていかなければならない。

51. ILO は、本結論の以下の 5 つのテーマについて、その能力を強化しなければならない。すなわち、(i) 雇用・経済政策、(ii) エンプロイアビリティ、(iii) 労働市場政策、(iv) 起業、(v) 仕事における権利、である。ILO は、技術協力活動を含め、若年雇用に取り組むプログラム間の連携を向上させるよう努めなければならない。若年雇用を促進する ILO の活動については、アプローチが費用対効果に見合い、プラスの影響を及ぼすことを確保するために、精力的な監視と評価が行われなければならない。その活動には測定可能な目標と指標が設定されなければならない。2014 年の ILO 総会で実施される雇用に関する反復審議においても、若年雇用を重点の一つとすべきである。

1. 知識の開発と普及

52. ILO は、以下の分野において、若年雇用に関する知識開発と情報の普及を強化すべきである。

- **雇用動向：** 賃金、労働条件、若者に特有の契約上の取決め、技能のミスマッチ、学校から仕事への移行など、若年労働市場の動向に関するデータや情報を収集し分析し普及する。
- **新たな問題：** 就業体験を提供して学習と仕事のシステムを結びつけ、インフォーマル雇用を削減し、仕事の質を向上させ、移民を含む若者の集団に特有の脆弱性に取組み、若年労働者に社会的保護を提供する政策や介入など、新たなテーマに関する調査を実施する。
- **マクロ経済と産業政策：** マクロ経済及び産業政策が雇用に与える影響を評価するための技術的能力を強化する。
- **若年雇用政策とプログラム：** 各国の政策やプログラムに関する情報を収集し、任意の多国間相互評価を含め、その有効性を分析し、世界規模のデータベースや他の手段によって、その結果を普及させる。
- **評価：** 若者のディーセント・ワークを促進する効果的な介入に関する評価を行い、教訓を引き出す。特に、若者の起業と自営のためのプログラムの評価に焦点を当てるべきである。
- **優良事例：** 相互学習や南南協力などを通じて、若年雇用のための介入についての優良事例を検

討し普及させるメカニズムを確立する。

2. 技術援助

53. ILO は、2005 年 ILO 総会決議及び本結論に含まれる政策を、「ディーセント・ワーク国別計画」などを通じて開発し実施することによって、加盟国が若年雇用に優先的に取り組むよう、支援を続けなければならない。利用可能な資源にもとづき、以下の分野において技術援助を提供するものとする。

- 若年雇用という優先事項を**国の開発枠組みと雇用政策**に組み込み、労働市場と社会的保護政策の補完性を改善する。ILO はまた、各国の要請に応じて、雇用創出を促進するマクロ経済政策の選択肢を提供する。
- 統合され、計画期間が定められた、専用の人的・財政的資源によって支えられる**国家行動計画**の策定。
- 年齢別、男女別の**労働市場情報**の体系的な収集。
- 不利な境遇に置かれている若者のための雇用プログラム及びサービスの対象設定と費用対効果を改善するための**プロファイリング・システムの開発**。
- 若年雇用を優先する**公共投資・雇用プログラム**。
- 訓練の提供と労働市場の要件との関連性を強化する**技能開発システム**。
- 若者、特に不利な境遇に置かれている若者に焦点を当てた**包括的労働市場プログラム**。
- 教育、金融その他のサービスへのアクセス及びメンターシップ（指導）を含む**起業・協同組合・社会的企業の開発**。
- 職業安定所や地方自治体、労使、社会福祉事業（ソーシャル・サービス）、民間職業斡旋サービス（存在する場合に限る）及び市民社会団体とのパートナーシップなどを通して、若者のニーズに合わせた、農村部に暮らす若者にまで対象を拡大した**公共雇用サービス**。
- 影響を評価し、根拠にもとづく若年雇用施策の開発を普及させる目的で、行政機関の監視・評価機能を強化する**能力形成及びツールの開発**。

3. パートナースHIPとアドボカシー（提唱活動）

54. ILO は、あらゆる行動手段を活用して、若者にディーセントで生産的な仕事を促進し、提唱し、失われた世代となることを回避すべく、主導的な役割を果たし、世界（特に多国間システム）・地域・地方レベルで他の国際組織と連携し続けなければならない。

- **若年雇用に関する世界的リーダーシップ** ILO は、若者のためのディーセント・ワークの促進において、世界的なリーダーシップをとらなければならない。この点で ILO は、若年雇用に関する具体的な目標が、2015 年ミレニアム開発目標（MDGs）以降の枠組みに定義されることの提唱を含め、若年雇用をグローバルな開発課題の中心に据えるための戦略的提携やパートナーシップを確立しなければならない。ILO は、(i) 若年雇用問題について、政策対話を促進し整合性を高め、(ii) 行動指向型の調査と知見の共有を行い、(iii) 加盟国に技術援助を提供し、費用対効果の高い介入を実施するための具体的で革新的なパートナーシップを促進し、(iv) 国連及び他の多国間機関の雇用政策との連携と調整を促進しなければならない。
- **地域と国のパートナーシップ** ILO は、農村部も含め、若年雇用のための地域や国とのパートナーシップの促進に従事し続けなければならない。これらのパートナーシップには、使用者団体や労働者団体の若者ネットワークの関与を含むべきである。また、地域・国レベルで、若者のディーセント・ワークを促進するために活動している代表的な若者の組織も組み込まれるであろう。
- **アドボカシー** ILO は、若者のディーセント・ワークのためのネットワークの構築及びソーシャル・メディアやその他のアウトリーチ手法を活用するなどして、国際労働基準と仕事における権利、エンプロイアビリティ及び若者の起業に関する若者の意識を高めなければならない。また ILO は、世界的に、若年労働者の権利に関する監視・報告を行うべきである。

資源の動員

55. ILO は、技術援助に対する需要の高まりに応えるため、「ディーセント・ワーク国別計画」における若年雇用の優先課題及び地域的・世界的イニシアティブを支援する ILO の技術協力活動を拡大するための資源を獲得する戦略を策定しなければならない。この戦略は、若年雇用の危機に取り組むために、多数の財源から資源を動員する上で、パートナーシップが果たす役割を明示するものとする。

付属文書

仕事と若年に関する国際労働基準

労働における基本的原則と権利に関する条約とそれに関連する勧告である「結社の自由及び団結権保護」条約（1948年、第87号）、「団結権及び団体交渉権」条約（1949年、第98号）、「強制労働」条約（1930年、第29号）、「強制労働（間接強制）」勧告（1930年、第35号）、「強制労働廃止」条約（1957年、第105号）、「同一報酬」条約（1958年、第100号）、「同一報酬」勧告（1951年、第90号）、「差別待遇（雇用及び職業）」（1958年、第111号）、「差別待遇（雇用及び職業）」勧告（1958年、第111号）、「最低年齢」条約（1973年、第138号）、「最低年齢」勧告（1973年、第146号）、「最悪の形態の児童労働」条約（1999年、第182号）、「最悪の形態の児童労働」勧告（1999年、第190号）に加え、

雇用と労働監督に関する優先的条約である「雇用政策」条約（1964年、第122号）、「雇用政策」勧告（1964年、第122号）、「雇用政策（補足規定）」勧告（1984年、第169号）、「労働監督」条約（1947年、第81号）及び1995年の議定書、「労働監督」勧告（1947年、第81号）、「労働監督（農業）」条約（1969年、第129号）、「労働監督（農業）」勧告（1969年、第133号）に加えて、次に述べる条約が含まれる。

「職業安定組織」条約（1948年、第88号）、「職業安定組織」勧告（1948年、第83号）、「労働行政」条約（1978年、第150号）、「労働行政」勧告（1978年、第158号）、「民間職業仲介事業所」条約（1997年、第181号）、「民間職業仲介事業所」勧告（1997年、第188号）、「人的資源開発」条約（1975年、第142号）、「人的資源開発」勧告（2004年、第195号）、「中小企業雇用創出」勧告（1998年、第189号）、「パートタイム労働」条約（1994年、第175号）、「パートタイム労働」勧告（1994年、第182号）、「協同組合の促進」勧告（2002年、第193号）、「労働者代表」条約（1971年、第135号）、「労働者代表」勧告（1971年、第143号）、「職業リハビリテーション及び雇用（障害者）」条約（1983年、第159号）、「職業リハビリテーション及び雇用（障害者）」勧告（1983年、第168号）、「移民労働者条約（改正）」（1949年、第97号）、「移民労働者（改正）」勧告（1949年、第86号）、「移民労働者（補足規定）」条約（1975年、第143号）、「移民労働者」勧告（1975年、第151号）、「先住民及び種族民」条約（1989年、第169号）、「職業安全健康」条約（1981年、第155号）及び2002年の労働協約、「職業安全健康」勧告（1981年、第164号）、「農業の安全健康」条約（2001年、第184号）、「農業の安全健康」勧告（2001年、第192号）、「母性保護」条約（2000年、第183号）、「母性保護」勧告（2000年、第191号）、「年少者健康検査（工業）」条約（1946年、第77号）、「年少者健康検査（非工業）」条約（1946年、第78号）、「年少者健康検査」勧告（1946年、第79号）、「賃金保護」条約（1949年、第95号）、「賃金保護」勧告（1949年、第85号）、「最低賃金決定」条約（1970年、第131号）、「最低賃金決定」勧告（1970年、第135号）、「社会保障（最低基準）」条約（1952年、第102号）、「雇用促進及び失業保護」条約（1988年、第168号）、「雇用促進及び失業保護」勧告（1988年、第176号）、「労働時間（工業）」条約（1919年、第1号）、「労働時間（商業及事務所）」条約（1930年、第30号）、「夜業」条約（1990年、第171号）、「夜業」勧告（1990年、第178号）、「職業上の安全及び健康促進枠組み」条約（2006年、第187号）、「職業上の安全及び健康促進枠組み」勧告（2006年、第197号）、「家事労働者」条約（2011年、第189号）、「家事労働者」勧告（2011年、第201号）、「雇用関係」勧告（2006年、第198号）、「HIV及びエイズ」勧告（2010年、第200号）